

保険金すえ置取扱条項

第1条（保険金すえ置の取扱い）

- ①すえ置の対象となる保険金または給付金の保険契約（以下、「元契約」といいます）の普通保険約款および特約条項の規定に基づき、保険金支払額のうちすえ置の申し出があった金額をすえ置金とし、すえ置期間（第2条）中、すえ置利率（第5条）によるすえ置利息（第4条）をつけてすえ置き、保険金受取人（以下、「受取人」といいます）の請求（第7条）を受けて支払います。
- ②元契約が重大事由による解除となるなど、すえ置の対象となる保険金または給付金を支払わないこととなった場合、保険金すえ置の取扱いは無効となり、すえ置金と利息は支払いません。

第2条（すえ置期間）

すえ置期間は、すえ置の対象となる保険金または給付金の支払い日（以下、「すえ置開始日」といいます）を起算日とし、元契約の保険期間または10年間のいずれか短い期間を限度とします（この満了日の翌日を「すえ置満期日」といいます）。ただし、「無配当短期定期保険」からのすえ置は10年間、「無配当こども保険」「5年ごと利差配当付こども保険（2012）」の満期保険金からのすえ置は5年間を限度とします。

第3条（すえ置金の支払い）

- ①受取人は、すえ置期間中いつでもすえ置金の全部または当社の定める範囲で一部の支払いを請求することができます。
- ②すえ置満期日が到来した場合、あるいは前項によるすえ置金の支払いの請求をする場合には、すみやかに第7条に定める請求をしてください。

第4条（すえ置利息）

- ①すえ置期間中は、すえ置開始日からすえ置金にすえ置利率（第5条）による利息をつけることとし、すえ置開始日の年単位の応当日にすえ置金に繰り入れます。
適用される利率については当社ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）でご確認ください。
- ②すえ置利息は、すえ置満期日の前日、すえ置が終了となった日の前日、または、すえ置金の支払いの請求を受け、当社が支払いを行なう日の前日のいずれか早い日までつきます。
すえ置利息は、当社の定めるところにより、すえ置金とともに受取人に支払います。

第5条（すえ置利率）

- ①すえ置利率は当会社の定めるところによります。
- ②すえ置利率は、すえ置期間中に変更することがあります。変更にあたっては、あらかじめ当社ホームページに変更する旨を掲示します。この場合、変更日以降は変更後のすえ置利率が適用されます。

第6条（受取人死亡の場合の支払い）

- ①すえ置期間中に受取人が死亡した場合は、受取人の相続人は、直ちにすえ置金の支払いの請求をしてください。この場合、すえ置金と利息の全額を一時に受取人の相続人に支払います。
- ②相続人が2人以上ある場合は、代表者1人を定めて請求ください。この場合、代表者は他の相続人を代理するものとします。

第7条（すえ置金の支払いの手続き）

すえ置金の全部または一部の支払いの請求に際しては、当会社の定める書類を提出してください。

第8条（すえ置金の支払いの場所と手続き）

すえ置金は、当会社の定める請求書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします。

第9条（受取人の住所の変更）

①受取人が住所を変更したときは、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。

②受取人が前項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所に発した通知は、受取人に到達したものとみなします。

第10条（重大事由による終了）

①受取人が、次のいずれかに該当することが判明した場合には、このすえ置は終了するものとします。

1. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
4. 受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
5. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

②すえ置の終了は、受取人に対する通知によって行ないます。

③重大事由により終了した場合には、すえ置金と利息の全額を一時に受取人に支払います。

第11条（保険金すえ置取扱条項の変更）

①当社は、法令等の改正、社会経済環境の変化その他の事情の変更があり、保険金すえ置取扱条項を変更する必要があると認めた場合、保険金すえ置取扱条項を変更することがあります。

②前項の規定により、保険金すえ置取扱条項を変更するときは、当社は、その効力発生日を定め、次の事項を効力発生日までにインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。

1. 保険金すえ置取扱条項を変更する旨
2. 変更後の保険金すえ置取扱条項の内容
3. 効力発生日